

令和6年6月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和6年度6月補正予算等関係)

子ども家庭部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年6月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】  
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表）	3
		子育て王国課	4
		家庭支援課	9
		子ども発達支援課	11
	総合教育推進課	12	
	2 歳入歳出事項別明細書		14
	3 節の明細		19
	4 債務負担行為に関する調書	総合教育推進課	20

【予算関係以外】  
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例		21
第11号	専決処分の承認について （1）鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日専決）	子育て王国課	25

（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	子育て王国課ほか	28

## 議案説明資料総括表

子ども家庭部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て王国課	9,174,678	53,417	9,228,095	3,524	0	0	49,893	
家庭支援課	4,186,303	11,089	4,197,392	1,451	0	0	9,638	
子ども発達支援課	1,768,509	22,068	1,790,577	14,712	0	0	7,356	
総合教育推進課	4,117,022	6,493	4,123,515	0	0	0	6,493	
合計	19,246,512	93,067	19,339,579	19,687	0	0	73,380	

## 【説明】

## 主な事業

- ・[制度改正]鳥取県保育士修学資金貸付事業
- ・(新)子どもミーティング・「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム開催事業
- ・児童手当支給事業
- ・(新)子どもの人権を守るための理解促進事業
- ・児童扶養手当支給事業
- ・(新)鳥取県拡大マスキリーニング推進モデル事業
- ・不登校対策事業

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育サービス 多様化促進事業	152,876	3,156	156,032	2,524			632	
トータルコスト	補正前：155,224千円（0.3人）、補正：3,939千円（0.1人）、計：159,163千円（0.4人）							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置するための経費を助成する医療的ケア児保育事業について、米子市、倉吉市、北栄町に加え、日南町から実施希望があったことによる増額補正である。</p>								

令和6年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 鳥取県保育士 修学資金貸付 事業	23,284	0	23,284					

トータルコスト 補正前：24,849千円（0.2人）、補正：783千円（0.1人）、計：25,632千円（0.3人）

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内の保育人材確保に向けて、「鳥取短期大学の保育人材養成強化に向けた検討会」（4/16開催）での議論を踏まえ、保育士修学資金貸付制度の全面的な見直しを行う。

2 主な事業内容

(1) 見直し方針

- ア 現在、国と県それぞれで類似した貸付事業を実施しているが、利用者に分かりやすい制度設計とするため、国庫補助事業に一本化した上で貸付要件を拡大する。
- イ 県内の保育人材を確保するという目的に沿って所得要件を緩和する。

(2) 具体的な見直し内容

- ア 所得要件・成績要件の見直し
  - ・所得要件を緩和し、日本学生支援機構有利子奨学金の家計基準上限以下に拡大。（※現行：無利子奨学金の家計基準上限以下）
  - ・成績要件を養成施設からの推薦とする。（※養成施設からの推薦に基づく申請とすることで制度の周知不足を防ぐ）
- イ 国の高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）との併用を可能にする
  - ・授業料等減免対象の学生も、減免額を除いた授業料等の自己負担額の範囲内で貸付事業を利用可。
- ウ 定員の撤廃
  - ・制度の利用定員を撤廃。

【制度改正後の要件等】

項目	制度改正後 (国庫補助事業：R7年度開始)	参考：現行制度 (国庫補助事業)	参考：現行制度 (単県事業)
貸付対象者	保育士として県内で勤務する意思を持つ以下のいずれかの者 ・県内高校を卒業し、県内外の保育士養成校で修学する者 ・県内の保育士養成校で修学する者 (出身地を問わない)	同左	保育士又は幼稚園教諭として県内で勤務する意思を持つ以下の者 ・県内高校を卒業する者 ・鳥取短期大学に入学しようとする者
所得要件	日本学生支援機構有利子奨学金の家計基準上限以下	日本学生支援機構無利子奨学金の家計基準上限以下	同左
成績要件	養成施設からの推薦	高校における第2学年時の評定平均値が3.0以上	なし
貸付金額	2年間で総額160万円 (内訳) 月額5万円×24月 入学準備金20万円、就職準備金20万円	同左	2年間で総額96万円 (内訳) 月額3万円×24月 入学支援金24万円
返還免除要件	県内の保育施設等で5年間勤務 (過疎地域においては3年間勤務)	同左	県内の保育施設等で3年間勤務
定員	定員を撤廃	15人	25人
国の高等教育の修学支援新制度との併用	可 ただし、貸付額は減免額を除いた授業料等の自己負担額の範囲内に限る	不可	不可

令和6年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費  
2項 児童福祉費  
1目 児童福祉総務費

子育て王国課 (内線: 7148)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 子どもミーティング・「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム開催事業	0	3,377	3,377	1,000			2,377													
トータルコスト	補正前: 0千円 (0.0人)、補正: 9,637千円 (0.8人)、計: 9,637千円 (0.8人)																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>子どもが権利の主体として、意見を表明したり政策提言などに参画したりする機会を確保するとともに、地域における「こどもまんなか」の機運醸成を図るため、子どもミーティング及び「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムを開催する。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 子どもミーティングのモデル実施</td> <td>シン・子育て王国とっとり計画の基本的方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参画の機会づくり」として、子ども自身がテーマを決め、意見交換や情報収集を行いながら、県政等への提言を取りまとめる子どもミーティングを、県内3地区(東・中・西部)においてモデル的に実施する。</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>(2) 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムの開催</td> <td>子どもの意見表明や社会的活動への参画の機会づくりを推進し、「こどもまんなか」の機運醸成を図るため、こども家庭庁との共催により啓発イベントを実施する。</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>(3) 子ども・若者、子育て中の方等当事者の意見収集</td> <td>現地訪問やウェブ上に設置した意見箱により、子どもや子育て当事者の意見を幅広く収集し、シン・子育て王国とっとり計画の見直しや施策の拡充に役立てる。</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 子どもミーティングのモデル実施	シン・子育て王国とっとり計画の基本的方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参画の機会づくり」として、子ども自身がテーマを決め、意見交換や情報収集を行いながら、県政等への提言を取りまとめる子どもミーティングを、県内3地区(東・中・西部)においてモデル的に実施する。	290	(2) 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムの開催	子どもの意見表明や社会的活動への参画の機会づくりを推進し、「こどもまんなか」の機運醸成を図るため、こども家庭庁との共催により啓発イベントを実施する。	3,000	(3) 子ども・若者、子育て中の方等当事者の意見収集	現地訪問やウェブ上に設置した意見箱により、子どもや子育て当事者の意見を幅広く収集し、シン・子育て王国とっとり計画の見直しや施策の拡充に役立てる。	87
細事業名	内容	予算額																		
(1) 子どもミーティングのモデル実施	シン・子育て王国とっとり計画の基本的方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参画の機会づくり」として、子ども自身がテーマを決め、意見交換や情報収集を行いながら、県政等への提言を取りまとめる子どもミーティングを、県内3地区(東・中・西部)においてモデル的に実施する。	290																		
(2) 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムの開催	子どもの意見表明や社会的活動への参画の機会づくりを推進し、「こどもまんなか」の機運醸成を図るため、こども家庭庁との共催により啓発イベントを実施する。	3,000																		
(3) 子ども・若者、子育て中の方等当事者の意見収集	現地訪問やウェブ上に設置した意見箱により、子どもや子育て当事者の意見を幅広く収集し、シン・子育て王国とっとり計画の見直しや施策の拡充に役立てる。	87																		

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 目 児童措置費

子育て王国課（内線：7868）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童手当支給事業	1,074,353	43,884	1,118,237				43,884	
トータルコスト	補正前：1,077,483千円（0.4人）、補正：44,667千円（0.1人）、計：1,122,150千円（0.5人）							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
<p>こども未来戦略（令和5年12月22日付閣議決定）に基づき児童手当法の改正が行われることとなっていることに伴い、令和6年10月分から所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子加算の拡充、多子加算のカウント対象の拡大を行う。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
項目	現行			令和6年10月分～				
所得制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得制限あり</li> <li>年収960万円以上1,200万円未満の場合：月額5,000円</li> <li>年収1,200万円以上の場合：支給対象外</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得制限の撤廃</li> </ul>				
支払月の回数増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4カ月分×3回（2月・6月・10月）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2カ月分×6回（偶数月）</li> </ul>				
支給期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童</li> </ul>				
多子加算の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3子以降：月額15,000円</li> <li>・ 第3子以降の加算の適用範囲：3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3子以降：月額30,000円</li> <li>・ 第3子以降の加算の適用範囲：0歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童</li> </ul>				
多子加算のカウント対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、第3子以降が多子加算の対象となる。</li> <li>※第1子が18歳年度末を過ぎると第3子が第2子に繰り上がる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、第3子以降が多子加算の対象となる。</li> <li>※第1子が22歳年度末を過ぎると第3子が第2子に繰り上がる。</li> </ul>				

令和6年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費  
2項 児童福祉費  
2目 児童措置費

子育て王国課・家庭支援課（内線：7868）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)子どもの人権を守るための理解促進事業	0	3,000	3,000				3,000	
トータルコスト 補正前：0千円（0.0人）、補正：3,783千円（0.1人）、計：3,783千円（0.1人）								
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>離婚後も父母双方を親権者と定めることができる共同親権制度や子どもに対する性被害防止に向けた新たな制度に関する国の動きなどを踏まえ、これらの理解促進を図るため、セミナーの開催、周知用動画の作成や関係機関での体制整備の検討を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 有識者等によるセミナーの開催、動画作成、配信 (2) 関係機関での子どもの権利保護に向けた体制整備の検討</p> <p><b>参考 制度の概要</b></p> <p>○共同親権制度</p> <p>子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定を新設するとともに、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにするなどの民法等の改正が行われた（公布の日（令和6年5月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。</p> <p>（改正の主な概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●親子関係に関する基本的な規律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化</li> <li>・親権が子のために行使されるべきものであることを明確化</li> </ul> </li> <li>●離婚後の親権制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・親権（身上監護・財産管理等）の共同行使に関するルールを整備</li> <li>・現行法の離婚後単独親権制度を改正</li> <li>・監護の分掌（監護の分担）を実現するための規律を整備</li> </ul> </li> <li>●養育費・親子交流に関する制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費債権に優先権（先取特権）を付与</li> <li>・法定養育費制度を導入</li> <li>・婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備</li> </ul> </li> </ul> <p>○日本版DBS制度</p> <p>学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾、放課後児童クラブ等）が、教員及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護することが定められる（公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。</p> <p>&lt;講ずべき措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員等に研修を受講させる。</li> <li>・児童等との面談、児童等が相談しやすいための措置を講じる。</li> <li>・児童等への性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援を講じる。</li> <li>・教員等として業務を行わせる者について、データベースにより特定性犯罪前科の有無を確認する。</li> </ul> <p>&lt;対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●義務付け <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児入所施設、児童相談所等）</li> <li>・学校（幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）等）</li> </ul> </li> <li>●参加が任意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習塾、予備校、スポーツクラブ、ダンススクール、届出保育施設、放課後児童クラブ等</li> </ul> </li> </ul>								



## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

3目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童扶養手当支給事業	69,766	4,355	74,121	1,451			2,904	

トータルコスト 補正前：74,278千円（1.2人）、補正：5,138千円（0.1人）、計：79,416千円（1.3人）

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

こども未来戦略（令和5年12月22日付閣議決定）に基づき児童扶養手当法の改正が行われることとなっていることに伴い、令和6年11月分（令和7年1月支給）から所得限度額を引き上げるとともに、第3子以降の加算額を拡充する。

### 2 主な事業内容

項目	現行	令和6年11月分～
所得限度額の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所得限度額</li> <li>  全部支給（2人世帯の場合）：160万円</li> <li>  一部支給（2人世帯の場合）：365万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所得限度額</li> <li>  全部支給（2人世帯の場合）：190万円</li> <li>  一部支給（2人世帯の場合）：385万円</li> </ul>
多子加算の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第3子以降</li> <li>  全部支給：月額6,450円</li> <li>  一部支給：月額6,440円～3,230円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第3子以降（第2子の加算額と同額）</li> <li>  全部支給：月額10,750円</li> <li>  一部支給：月額10,740円～5,380円</li> </ul>

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県 拡大マスキ ング推 進モデル事業	0	6,734	6,734				6,734	

トータルコスト 補正前：0千円（0.0人）、補正：10,647千円（0.5人）、計：10,647千円（0.5人）

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

近年、検査法・治療技術の進歩によって、早期発見、早期治療を行うことで症状の改善が見込まれるようになった新生児の先天性代謝異常の疾患について、現在実施している先天性代謝異常等検査（新生児マスキング）の対象を拡大した新たな検査（以下「拡大マスキング検査」という。）を実施するのに必要な体制整備を行うため、拡大マスキング検査を西部地区においてモデル的に実施する。

### 2 主な事業内容

【委託先】鳥取大学医学部

細事業名	内容	予算額
（1）拡大マスキング検査の実施	西部地区の医療機関で出生した新生児を対象に、SCID、SMA等の疾患を対象とした拡大マスキング検査を実施する。	6,734
（2）実施体制の確立	拡大マスキング検査の実施及びフォローアップ体制を構築する。	

SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。

SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児施設整備事業	145,991	22,068	168,059	14,712			7,356	

トータルコスト 補正前：146,774千円（0.1人）、補正：22,851千円（0.1人）、計：169,625千円（0.2人）

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行い、県内の障がい福祉における社会資源の整備を図り、障がい児のサービス利用環境の向上を目指す。

### 2 主な事業内容

当初計画より工事費が増額したことによる増額補正である。

細事業名	内容	現計 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	<p>【補助対象経費】 自己所有建物の創設（新築）、改築、大規模修繕等に 必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>【補助率】 3/4</p> <p>【事業実施主体】 社会福祉法人、特定非営利活動法人、営利法人等</p>	145,991	22,068	168,059

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 1,771 58,368	〔債務負担行為〕 5,335 815	〔債務負担行為〕 7,106 59,183				〔債務負担行為〕 5,335 815	

トータルコスト 補正前：63,063千円（0.6人）、補正：1,598千円（0.1人）、計：64,661千円（0.7人）

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

安全で安心な教育環境の確保のため、私立高等学校等の施設整備事業に対する助成を行う。

### 2 主な事業内容

私立学校において、新たに施設整備に伴う借入金が発生したこと及び安全管理対策（防犯対策）の新規案件が生じたため、私立学校振興資金利子補助金及び私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金の増額補正を行う。

細事業名	内容	補助率等	現計 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
私立学校振興資金利子補助金	私立中学校、高等学校等の校舎等の改築（建替え）、単独で実施する新築（買収を含む）等のための借入金に係る利息の支払いに対しての助成。（1%まで、最長10年間） <実施校> ・鳥取城北高校（寮買収） ・米子北高校（寮買収） ※債務負担行為 令和7～16年度（5,335千円増）	借入利率又は年1%のいずれか低い額	25,796	650	26,446
私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金	学校における生徒、教員等の安全を確保するため、防犯監視システム等の設備設置等に対して補助を行う。（事業費が国庫補助対象下限額を下回り国庫補助の対象とならないもの。） <実施校> 米子北高等学校	1/3	1,097	165	1,262

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	23,719	5,678	29,397				5,678	

トータルコスト 補正前：24,502千円（0.1人）、補正：6,461千円（0.1人）、計：30,963千円（0.2人）

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

誰一人取り残さない学びの環境づくりの推進のため、児童生徒、保護者のニーズに応え学びの選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。

### 2 主な事業内容

多様な学びの場の充実を図るため、複数のフリースクールを運営する事業者を支援する制度改正を行うとともに、補助要件を満たすフリースクール2施設が新たに認定を受ける見込みが立ったことから、予算を増額する。

細事業名	内容	現計 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
【拡充】鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して、運営費等の助成を行う。 ・補助率：1/2 ・上限額：1施設当たり 4,000千円 (変更前：1団体当たり 4,000千円)	16,265	5,678	21,943

### 3 その他

平成26年度から、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、フリースクールの運営者に対して補助を行い、令和5年度には、十分な相談、支援体制の充実のため補助上限額を拡充し、学びの環境の場の充実を図っている。（令和6年5月時点対象施設：7施設）

令和4年度の児童生徒の問題行動・不登校調査の結果によると、認知されている不登校は全国・県内とも過去最多となった。人と人の距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもたちが増えた可能性があることが指摘されており、フリースクールなど多様な学びの場の更なる充実を図る必要がある。

令和6年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目  節	2 款 総務費								
	1 項 総務管理費						8 目 私立学校振興費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	3,155		3,155	408		408	408		408
2 給 料	34,542		34,542						
3 職 員 手 当 等	18,641		18,641						
4 共 済 費	12,511		12,511						
職員に係るもの(給与費)	12,189		12,189						
賃金に係るもの(その他)	322		322						
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 報 償 費	8,640		8,640	7,985		7,985	7,985		7,985
8 旅 費	1,659		1,659	814		814	814		814
費用弁償	587		587	410		410	410		410
普通旅費	662		662	404		404	404		404
特別旅費	410		410						
9 交 際 費									
10 需 用 費	1,344		1,344	100		100	100		100
食糧費	130		130	30		30	30		30
その他の需用費	1,214		1,214	70		70	70		70
11 役 務 費	571		571	70		70	70		70
12 委 託 料	3,899		3,899						
13 使用料及び賃借料	700		700	40		40	40		40
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費									
18 負担金、補助及び交付金	4,244,670	6,493	4,251,163	3,610,957	6,493	3,617,450	3,610,957	6,493	3,617,450
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料	20,000		20,000	20,000		20,000			
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	4,350,332	6,493	4,356,825	3,640,374	6,493	3,646,867	3,620,374	6,493	3,626,867
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,456,054		1,456,054	1,451,856		1,451,856		1,451,856
	地 方 債	22,000		22,000					
	そ の 他	335,979		335,979	416		416		416
	一 般 財 源	2,536,299	6,493	2,542,792	2,188,102	6,493	2,194,595	2,168,102	6,493

令和6年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目  節	3 款 民生費									
	2 項 児童福祉費						1 目 児童福祉総務費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	244,907		244,907	244,744		244,744	234,717		234,717	
2 給 料	1,178,266		1,178,266	1,178,266		1,178,266	1,178,266		1,178,266	
3 職 員 手 当 等	782,683		782,683	782,683		782,683	782,683		782,683	
4 共 済 費	456,003		456,003	456,003		456,003	455,890		455,890	
職員に係るもの(給与費)	426,317		426,317	426,317		426,317	426,317		426,317	
賃金に係るもの(その他)	29,686		29,686	29,686		29,686	29,573		29,573	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	51,195	266	51,461	46,658	266	46,924	14,156	266	14,422	
8 旅 費	26,398	111	26,509	23,824	111	23,935	16,538	111	16,649	
費用弁償	10,787		10,787	10,669		10,669	9,831		9,831	
普通旅費	11,364		11,364	10,001		10,001	4,268		4,268	
特別旅費	4,247	111	4,358	3,154	111	3,265	2,439	111	2,550	
9 交 際 費	100		100	100		100	100		100	
10 需 用 費	109,149		109,149	106,177		106,177	12,975		12,975	
食糧費	622		622	544		544	326		326	
その他の需用費	108,527		108,527	105,633		105,633	12,649		12,649	
11 役 務 費	20,413		20,413	18,095		18,095	8,605		8,605	
12 委 託 料	2,726,803	6,000	2,732,803	2,695,157	6,000	2,701,157	580,909	3,000	583,909	
13 使用料及び賃借料	45,325		45,325	42,855		42,855	18,948		18,948	
14 工 事 請 負 費	437,401		437,401	437,401		437,401	26,845		26,845	
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	23,154		23,154	23,154		23,154				
18 負担金、補助及び交付金	7,680,461	69,108	7,749,569	6,357,215	69,108	6,426,323	5,054,376	3,156	5,057,532	
19 扶 助 費	239,048	4,355	243,403	237,885	4,355	242,240	132,021		132,021	
20 貸 付 金	19,680		19,680	19,680		19,680	19,680		19,680	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料	496,265		496,265	496,265		496,265	496,265		496,265	
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	10,049		10,049	10,049		10,049	10,049		10,049	
25 寄 付 金										
26 公 課 費	47		47	47		47				
27 繰 出 金	2,528		2,528	2,528		2,528				
予 備 費										
計	14,549,875	79,840	14,629,715	13,178,786	79,840	13,258,626	9,043,023	6,533	9,049,556	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,557,046	19,687	1,576,733	1,514,405	19,687	1,534,092	443,967	3,524	447,491
	地 方 債	464,000		464,000	464,000		464,000	77,000		77,000
	そ の 他	1,149,619		1,149,619	1,149,619		1,149,619	741,408		741,408
	一 般 財 源	11,379,210	60,153	11,439,363	10,050,762	60,153	10,110,915	7,780,648	3,009	7,783,657

令和6年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目  節	3 款 民生費									
	2 項 児童福祉費									
	2 目 児童措置費			3 目 母子福祉費			5 目 児童福祉施設費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬						10,027		10,027		
2 給 料										
3 職 員 手 当 等										
4 共 済 費						113		113		
職員に係るもの(給与費)										
賃金に係るもの(その他)						113		113		
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費				3,392		3,392	29,110		29,110	
8 旅 費				348		348	6,938		6,938	
費用弁償				132		132	706		706	
普通旅費				72		72	5,661		5,661	
特別旅費				144		144	571		571	
9 交 際 費										
10 需 用 費				38		38	93,164		93,164	
食糧費				6		6	212		212	
その他の需用費				32		32	92,952		92,952	
11 役 務 費				180		180	9,310		9,310	
12 委 託 料	1,825,534	3,000	1,828,534	12,918		12,918	275,796		275,796	
13 使用料及び賃借料				252		252	23,655		23,655	
14 工 事 請 負 費							410,556		410,556	
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費							23,154		23,154	
18 負担金、補助及び交付金	1,134,475	43,884	1,178,359	14,064		14,064	154,300	22,068	176,368	
19 扶 助 費	25,880		25,880	68,993	4,355	73,348	10,991		10,991	
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費							47		47	
27 繰 出 金				2,528		2,528				
予 備 費										
計	2,985,889	46,884	3,032,773	102,713	4,355	107,068	1,047,161	22,068	1,069,229	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	917,176		917,176	38,051	1,451	39,502	115,211	14,712	129,923
	地 方 債							387,000		387,000
	そ の 他	16,629		16,629	2		2	391,580		391,580
	一 般 財 源	2,052,084	46,884	2,098,968	64,660	2,904	67,564	153,370	7,356	160,726



令和6年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目  節		4 款 衛生費								
		補正前		補正額		補正後		1 項 公衆衛生費		
								5 項 母子衛生費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	2,556		2,556	2,556		2,556			
2	給 料	11,514		11,514	11,514		11,514			
3	職 員 手 当 等	6,659		6,659	6,659		6,659			
4	共 済 費	4,507		4,507	4,507		4,507			
	職員に係るもの(給与費)	4,185		4,185	4,185		4,185			
	賃金に係るもの(その他)	322		322	322		322			
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	報 償 費	677		677	677		677	653		653
8	旅 費	527		527	527		527	392		392
	費用弁償	72		72	72		72			
	普通旅費	251		251	251		251	200		200
	特別旅費	204		204	204		204	192		192
9	交 際 費									
10	需 用 費	929		929	929		929	815		815
	食糧費	2		2	2		2	2		2
	その他の需用費	927		927	927		927	813		813
11	役 務 費	641		641	641		641	621		621
12	委 託 料	54,887	6,734	61,621	54,887	6,734	61,621	49,569	6,734	56,303
13	使用料及び賃借料	55		55	55		55	51		51
14	工 事 請 負 費									
15	原 材 料 費									
16	公 有 財 産 購 入 費									
17	備 品 購 入 費									
18	負担金、補助及び交付金	128,670		128,670	128,670		128,670	115,735		115,735
19	扶 助 費	134,683		134,683	134,683		134,683	45,914		45,914
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金									
25	寄 付 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	346,305	6,734	353,039	346,305	6,734	353,039	213,750	6,734	220,484
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	72,004		72,004	72,004		72,004	19,943		19,943
	地 方 債									
	そ の 他	17		17	17		17			
	一 般 財 源	274,284	6,734	281,018	274,284	6,734	281,018	193,807	6,734	200,541

令和6年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)  
(単位:千円)

節	款 項 目	子ども家庭部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	250,618		250,618
2	給料	1,224,322		1,224,322
3	職員手当等	807,983		807,983
4	共済費	473,021		473,021
	職員に係るもの(給与費)	442,691		442,691
	賃金に係るもの(その他)	30,330		30,330
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	60,512	266	60,778
8	旅費	28,584	111	28,695
	費用弁償	11,446		11,446
	普通旅費	12,277		12,277
	特別旅費	4,861	111	4,972
9	交際費	100		100
10	需用費	111,422		111,422
	食糧費	754		754
	その他の需用費	110,668		110,668
11	役務費	21,625		21,625
12	委託料	2,785,589	12,734	2,798,323
13	使用料及び賃借料	46,080		46,080
14	工事請負費	437,401		437,401
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	23,154		23,154
18	負担金、補助及び交付金	12,053,801	75,601	12,129,402
19	扶助費	373,731	4,355	378,086
20	貸付金	19,680		19,680
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料	516,265		516,265
23	投資及び出資金			
24	積立金	10,049		10,049
25	寄付金			
26	公課費	47		47
27	繰出金	2,528		2,528
	予備費			
	計	19,246,512	93,067	19,339,579
財 源 内 訳	国庫支出金	3,085,104	19,687	3,104,791
	地方債	486,000		486,000
	その他	1,485,615		1,485,615
	一般財源	14,189,793	73,380	14,263,173

節 の 明 細

項 目	金額（千円）等
2 款 総務費	
1 項 総務管理費	
8 目 私立学校振興費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県私立学校振興資金利子補助金 650
	鳥取県私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金 165
	鳥取県フリースクール連携推進事業補助金 5,678
3 款 民生費	
2 項 児童福祉費	
1 目 児童福祉総務費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県保育対策総合支援事業費補助金 3,156
2 目 児童措置費	
負担金、補助及び交付金	児童手当支給事業費負担金 43,884
5 目 児童福祉施設費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金 22,068

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度 私立学校施設整備費 補助金	総合教育 推進課	補 正 前	1,771			令和7年度から 令和16年度まで	1,771				1,771	
		補 正	5,335			令和7年度から 令和16年度まで	5,335				5,335	施設整備のための 借入に対する 利子補助
		補 正 後	7,106			令和7年度から 令和16年度まで	7,106				7,106	

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>保育所及び認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正      保育所に置く職員の配置基準に係る次の特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）までとする。      ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化      イ 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用      ウ 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化</p> <p>(2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正      認定こども園に置く職員の配置基準に係る(1)と同様の特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）までとする。</p> <p>(3) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p><b>&lt;特例措置の概要&gt;</b></p> <p>国が平成28年4月に待機児童解消のための緊急的・時限的な対応として打ち出した特例で、本県においても条例により、以下の場面において、子育て支援員又は常勤で1年以上の従事経験者（以下「子育て支援員等」という。）を保育士等とみなして弾力的に運用することを認めている。</p> <p>①朝夕など園児が少ない時間帯における弾力化      ⇒ 朝夕など児童が少数になる時間帯において、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能</p> <p>②幼稚園教諭等に係る弾力化      ⇒ 保育士等に代えて幼稚園教諭免許状保有者、小学校教諭免許状保有者、養護教諭免許状保有者を置くことが可能</p> <p>③8時間以上開所する保育所等における職員配置の弾力化      ⇒ 8時間を超えた保育所等開所により、認可時の配置基準を上回って配置が必要となる保育士等について、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能</p> <p>※②及び③の場合、保育士等とみなす職員の配置は、必要となる保育士等の3分の1を超えない範囲に限る。      ※保育士等とみなす職員には、別途県が開催する研修の受講を義務付けている。（保育の質の確保のための本県独自の措置）</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>8・9 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>8・9 略</p>

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

<p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、<u>令和12年3月31日</u>までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、開所</p>	<p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、<u>令和7年3月31日</u>までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、開所</p>
---	--

<p>時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



条 例 名 等	専決処分の承認について （1）鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日専決）										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、専決処分により保育所及び認定こども園に置く保育士等の数の基準について改正を行ったので、その承認を求める。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>（1）鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正                  保育所に置く保育士の数の基準は、満3歳以上満4歳未満の幼児にあつては、おおむね15人につき1人以上（改正前 おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児にあつては、おおむね25人につき1人以上（改正前 おおむね30人につき1人以上）とする。</p> <p>（2）鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正                  認定こども園に置く園児の教育又は保育に従事する職員の数の要件及び基準について、（1）と同様の改正を行う。</p> <p>（3）施行期日等                  ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。                  イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>＜保育所・認定こども園における保育士等の配置基準（改正後）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児（0歳児）</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の幼児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数	乳児（0歳児）	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね15人につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね25人につき1人
区分	人数										
乳児（0歳児）	おおむね3人につき1人										
満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人										
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね15人につき1人										
満4歳以上の幼児	おおむね25人につき1人										

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
別表第4(第10条関係)		別表第4(第10条関係)																	
項目	基準	項目	基準																
職員の配置	1 略	職員の配置	1 略																
	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上とし、2人を下回らないこと。		2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上とし、2人を下回らないこと。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	人数	略		満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>15人</u> につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね <u>25人</u> につき1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数	略		満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>20人</u> につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね <u>30人</u> につき1人
	区分		人数																
	略																		
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>15人</u> につき1人																		
満4歳以上の幼児	おおむね <u>25人</u> につき1人																		
区分	人数																		
略																			
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>20人</u> につき1人																		
満4歳以上の幼児	おおむね <u>30人</u> につき1人																		
3～5 略	3～5 略																		
略	略																		

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)													
項目	要件	項目	要件												
略	略	略	略												
職員配置	1・2 略	職員配置	1・2 略												
	3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。		3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。												
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人	略		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人	略	
	満4歳以上の子ども		おおむね <u>25人</u> につき1人												
	満3歳の子ども		おおむね <u>15人</u> につき1人												
略															
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人														
満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人														
略															
4～7 略	4～7 略														
略	略														

別表第2（第4条関係）

項目	基準						
略							
職員配置	1・2 略						
	3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。						
	<table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人	略	
	満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人					
満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人						
略							
4・5 略							
略							

別表第2（第4条関係）

項目	基準						
略							
職員配置	1・2 略						
	3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。						
	<table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人	略	
	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人					
満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人						
略							
4・5 略							
略							

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 保育所又は認定こども園における保育士及び園児の教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、当分の間、この条例による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は適用しないことができる。この場合において、この条例による改正前の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は、なおその効力を有するものとする。

令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

子ども家庭部(単位:円)

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
3	民生費	2 児童福祉費	こどもの国管理運営費	子育て王国課	150,131,000	28,098,000					28,098,000
3	民生費	2 児童福祉費	幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業費	子育て王国課	12,000,000	11,934,000		8,138,000			3,796,000
3	民生費	2 児童福祉費	児童養護施設等入所者支援事業費	家庭支援課	40,866,000	35,752,000		35,752,000			
3	民生費	2 児童福祉費	米子児童相談所事務所改修工事費	家庭支援課	104,161,000	65,401,700	57,000			6,000,000	59,344,700
3	民生費	2 児童福祉費	米子児童相談所体育館空調設備整備事業費	家庭支援課	7,821,000	5,259,100					5,259,100
3	民生費	2 児童福祉費	障がい福祉職員処遇改善支援事業費(障がい児施設)	子ども発達支援課	11,000,000	11,000,000		11,000,000			
11	災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	皆成学園敷地内法面復旧工事費	子ども発達支援課	8,500,000	7,294,400				7,000,000	294,400
子ども家庭部 合計					334,479,000	164,739,200	57,000	54,890,000		13,000,000	96,792,200